

保育の必要性の認定に関する基準（案）

パブリックコメント資料
こども政策課

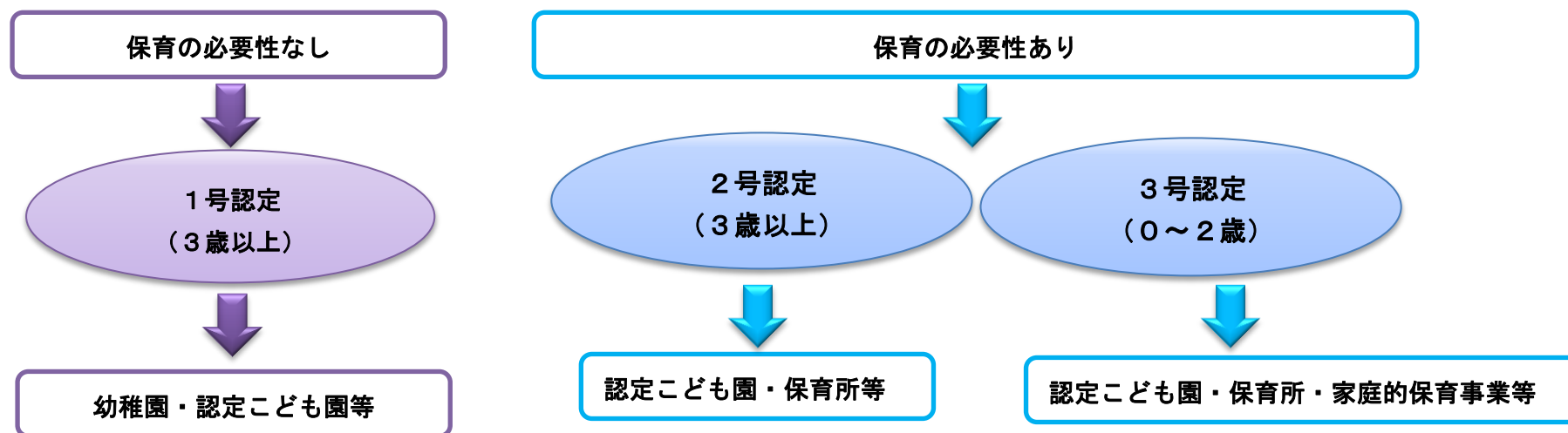
1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性や子どもの認定区分※1等を決定し、認定を受けた子どもが利用する施設に市町村からの財政支援として給付をする仕組みとなった。保育の必要性の認定にあたっては、国が定める子ども・子育て支援法施行規則に基づき、市町村が定めることとされたものについて、基準を示す。

なお、保育の必要性の認定では、①「保育の必要性の事由」（保護者の就労、疾病など）、②「認定区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分）、③「優先利用」を勘案して判断する。また、現行では「保育に欠ける」要件とされていたものが、新制度では「保育を必要とする」要件と表現が改められた。

保育の必要性の認定に関して、市町村が定めるべきものは、就労の事由に関する下限時間及び各事由に類するものとして市町村が定める事由等であり、法形式は必ずしも条例で定める必要はないとされた。

※1【子どもの認定区分】



2. 習志野市の保育の必要性の認定に関する基準（案）について

項目	国の示す基準	本市の基準（案）	本市の考え方
保育の必要性の事由	<p>保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前の子どもの保護者いずれもが、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>④ 同居の親族（長期期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>⑥ 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。</p> <p>⑦ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア：学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>イ：公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練、又は認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>⑧ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア：児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>イ：配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。</p> <p>⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当すること</p>	<p>国の基準に従う</p> <p>※①の下限時間については、次頁参照。</p>	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準に従うこととする。</p>

項目	国の示す基準		本市の基準（案）	本市の考え方
認定区分 （保育必要量）	保育標準時間	1日11時間までの利用	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準に従うこととする。
	保育短時間	1日8時間までの利用 ※就労時間の下限は、1ヶ月あたり48時間から64時間までの範囲内で地域の就労実態等を考慮して市町村が定める。	就労時間の下限は、1ヶ月あたり64時間以上で、1日につき4時間以上及び1か月につき16日以上とする。	下記の「【下限時間について】」を参照。

【補足】

区分は、就労、親族の介護・看護を事由とした保育認定をする際のものである。

その他、妊娠・出産、災害復旧、児童虐待・DV（配偶者に対する暴力）のような事由については、保育標準時間を基本とするとされている。

【下限時間について】

現行では、保護者の就労により保育に欠けるとされる場合、1日4時間以上及び月16日以上として月64時間を下限とし、保育所入所の選考を行っている。現在の待機児童数は、0～2歳児の割合が多くを占め、平成26年度の待機児童数は昨年度と比較し、1.5倍以上増えている。

また、今後の施設整備については、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」を中心に待機児童対策を強力に進めていくところである。

一方で、開発や社会状況の変化等に伴う更なる保育ニーズの増加が見込まれる状況であるため、下限時間を48時間としても現状では、就労時間の短いケースが保育所、こども園へ入所することは困難であり、現実的な下限時間の設定とは言えない。

これらの状況を勘案し、就労時間の下限時間は、1か月あたり64時間以上で、1日につき4時間以上及び1か月につき16日以上とする。

市としては、今後、習志野市子ども・子育て支援事業計画（仮称）で策定する確保方策等を進めることにより、待機児童の解消を目指す。就労の下限時間については、今後の社会情勢や待機児童数の変化による保育需要の変動等により、必要に応じて適宜検討することとする。

項目	国の示す例示	本市の基準（案）	本市の考え方
優先利用	<p>優先利用の対象として考えられる事項の例 （実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④児童虐待やDV（配偶者に対する暴力）のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業などの卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由 	左に示す例に従う	<p>国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準に従うこととする。</p>